

末田正彦です。日本共産党倉敷市議会議員団を代表して討論を行います。

各委員長から報告がありました予算案6件を含む32件のうち、予算案3件、条例案5件、事件案1件について反対をいたします。請願3件の内2件について、委員長報告は不採択とのことではありますがこれには同意できません。それでは、順次反対理由について申し述べます。

議案第129号、平成18年度倉敷市一般会計補正予算(第3号)歳出の部、教育費のうち郷内公民館に関わる公民館施設設備整備事業費9,495万円について反対をいたします。平成16年2月議会の説明では、現在の場所では駐車場の拡張は困難と判断して、新しく公民館を建設するということが方針決定し、約3,300平方メートル、約1億円で用地をすでに購入しています。それにもかかわらず、現在の公民館の駐車場を拡張するために、この度さらに1億円近い予算を計上するとは、理解することが出来ません。計画性のない無駄遣いと言わざるを得ません。さらに、買収対象の土地所有者が古市市長に近い関係者であるなど、公正・清潔な市政運営という点からも不透明さを拭いきれません。よって、この支出には同意できません。

次に、議案第132号、平成18年度倉敷市水道事業会計補正予算(第1号)収益的収支のうち業務費、倉敷市水道局水道料金等滞納整理業務委託料1,900万円の支出については、反対いたします。公共サービスを民間に委託することは公共の立場を放棄するもので、公共サービスの低下につながるものです。特に、滞納整理などという極めて個人のプライバシーに関わる部分の業務の民間委託はするべきでないと考えます。

議案第133号、平成18年度倉敷市立児島市民病院事業会計補正予算(第1号)は、病院給食業務を民間事業者に委託するためのものですが、病院給食は治療の一環であり、直営で行うべきとの立場から、反対をいたします。

議案第137号、倉敷市し体不自由児通園施設条例の改正については、利用料に新たに1割負担を導入する内容を含んでおり、利用料を取るべきではないとの理由から反対いたします。

議案第140号、倉敷市ひとり親家庭等医療費給付条例の改正については、倉敷市独自の制度としてDV対策として「住民票に記載」の部分を削除するという積極的側面をもつと同時に、県制度の改定によって、自己負担額を引き上げるものとなり認めることはできません。

議案第141号、倉敷市重度心身障害者医療費給付条例の改正については、県制度の改定によって重度の障害者の医療費負担を、これまでの無料から1割負担にするものです。障害者の生活を直撃し、生きる権利を奪うもので、こうした県の非情なやり方を到底認め

することはできないという立場からこの議案に反対いたします。なお、倉敷市がこの条例とは別に、独自の医療費負担軽減策を講じたことは高く評価をいたします。

議案第142号、倉敷市老人医療費給付条例の改正については、これまで県が行ってきた老人医療制度を、自己負担を増やすとともに、段階的に廃止しようとするもので、断じて認めることはできません。

議案第149号、倉敷市立児島市民病院条例の改正についてですが、これは、診療報酬の改定により、療養病床における70歳以上の食費負担の引き上げと、居住費の新たな徴収を行うもので、高齢者へ負担増を強いるものであり、反対いたします。

議案第154号、水島港内公有水面埋立てについては、県に対し公有水面埋立免許の出願に係る意見を述べるものであります。平成18年7月の水島港港湾計画の改訂は、従前の沖だし部でまとめた緑地を確保するとしていたものを、岡山県と企業の意向に沿い利用目的を変更したものであります。「リサイクル企業の進出意向に対応した用地の確保」を行うとしているのです。市民はそのようなものを望んではいませんし、先に提出した倉敷市長意見を十分に反映したものとはなっていません。

特に、港湾計画の改訂にあたって倉敷市長は、県民・市民にパブリックコメントを実施することを、当然のこととして求めています。しかし、県はこれを行うことなく、たった一度だけ「岡山県地方港湾審議会」を開いただけで事が足りたとしています。倉敷市民を欺くものといわざるをえません。

市民生活の安全を企業の意向でゆがめられるのは大問題であり、安全な生活を望む市民の願いを踏みにじる岡山県の行為は認めることは出来ません。よってこの議案には反対であります。

次に、請願第30号、第31号について、採択すべきであり不採択には反対であります。

まず、請願第30号は現在、労働組合の一部の上部団体に独占されている岡山県労働委員会労働者委員の公正な任命を求めるもので、全労働者の公平な意見を反映させるためにも必要なことであります。よって採択すべきと考えます。

請願第31号は教育基本法改定法案について国民的議論をすすめる意見書の提出を求めるものであります。この教育基本法を改定しようとする人たちは、いったい何処をどうかえようと言うのでしょうか、政府は教育基本法をかえる理由すら示していないではありませんか。私はここで、教育基本法前文を読み上げ、委員会不採択に対する反論といたします。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、

新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

私は、この教育基本法を守り、その理想と精神を実現していくことが行き届いた教育の何よりの保障であると考えます。よって、不採択には反対であります。

以上、請願第30号、第31号の2件については不採択に反対し、採択すべきと考えます。

最後に、今日、格差社会が広がりをみせ、深刻な状態に追い込まれる方が増えています。自民党・公明党政府による2004年の地方税法改悪により、今年、高齢者をねらい打ちにした市県民税の増税が行われました。老年者控除の廃止をはじめ各種控除の縮小・廃止で、その結果、介護保険料及び国民健康保険料もあわせて、雪だるま式の大幅な値上げとなり、市民生活に大きな負担増を押しつけるものとなりました。政府・与党による国民いじめの政治はもうご免です。日本共産党倉敷市議会議員団は、暮らしやすい生活を望んでいる市民のみなさんと一緒に、政治を一步でも二歩でも前進させるために頑張る決意を申し上げます、日本共産党市議団を代表しての討論といたします。以上。